

# マナー条例制定についての日本共産党議員団の見解

大東市議会は現在、「マナー条例」を検討中で、来年3月市議会で制定しようとしている。表題はマナー条例であるが、内容は「迷惑行為」の規制が大半である。

「マナー」と「迷惑行為」は重なる部分があっても違う概念であり、これらをひと括りで「マナー条例」とするのは無理がある。

元々、「マナー」とは、テーブルマナーなどの用語があるように、「礼儀、作法」を指す(国語辞典)とされ、人によって、また時代や場所によって変化し、異なる。

従って、「迷惑行為」の規制を理由に、人の内心に関わる「マナー」を条例で規制するのは問題である。

## マナー条例の問題点

### <問題点1> 「マナー」と「迷惑行為」を混同

・憲法19条は、国民の「思想・良心の自由」、いわゆる「内心の自由」を保障している。

極論すれば、国民がマナーに反する思想を持っていたとしても、それが「内心」に溜まる限りは憲法で保障され、それに反する法令は明確に違憲である。

・ルール違反行為を規制するとしても、「内心」を法令や条例で規制することは不可能なので、現れた「外形的行為」(迷惑行為)を対象に禁止規定を設けることに限定され、「マナー条例」で市民のマナーを制限することはできない。

### <問題点2> 刑罰による禁止行為の対象が不明確

・刑罰法規の一般原則である「罪刑法定主義」とは、いかなる行為が犯罪で、これにいかなる「刑罰」が科せられるか、犯罪要件を法律で明確に規定していない限り、処罰されないという原則である。それは刑罰規定が不明確であれば、その運用が恣意的になり、国民の基本的な人権が侵害される恐れがあるからである。


・本条例案では、犯罪要件の定義、特定があいまいである。

(例示的検討)

○迷惑花火については、何が迷惑なのか、そもそも花火の何が迷惑なのか。規制するとすれば、かなり細かく定義しないと何が許されるのか。わからない。誰かが迷惑だ!と言え、すぐに迷惑とされてしまえば、市民が親子で花火を楽しむことも出来なくなる。

○禁止されている区域でのボール遊びを規制するのはなぜか。そもそもボールといっても、ゴムボールからゴルフボールまで危険性に大きく差がある。それをひとくくりに規制するのは、市民の行為を大きく制約しすぎるのではないか。

○仮に規制するとしても、市内で行われた行為すべてを規制するには限界がある。



「マナー条例」なしで、マナー向上をめざすには  
へいわゆる「マナー違反」に  
どう対応するか  
・行政が行う場合は、強制力を伴わない、粘り強いよびかけ(マナー宣言など)が基本で、市民間の注意、指導、指摘がやられれば、より効果が期待できる。  
へどうすればマナーの良い大東になるのか  
・マナー向上は、行政が上から努力しても限界がある。マナー向上にむけて、市民が力をあわせ、自主的な市民運動が高まってこそ、初めて前進が可能である。

### <問題点3> 上位法で定めがある事項の条例規制は不要

- ゴミの不法投棄は、そもそも産業廃棄物処理法で規制されている。
- 軽犯罪法違反で規制されている行為をあえて規制する必要はない。

### <問題点4> 指導員(警察OB)導入は問題

市民「啓発」だけでなく罰金を導入するため、強制力のある指導員を警察OBを採用しようとしているが、強権発動の上に、規制対象が恣意的に拡大される恐れがある。

### <問題点5> 市民合意が十分でない現状では強行すべきではない

- ・市民懇談会を6回開催し、自治会役員など一定の声は聞いているが、十分とはいえず、これをもって条例制定に向かうのは拙速のそしりを免れない。
- ・条例制定に市民の間で賛否両論があり、意見が分かれている現状では、強行すべきではない。

## 生活相談は党議員団まで



こざき 勉



とよあし勝子



とびた 茂

# 罰則付のマナー条例は必要?

- ・「マナー」と「迷惑行為」は重なるが違う。
- ・迷惑行為は困るが、条例で規制するのは問題。
- ・「内心」は法律や条例で規制できない。
- ・市民の間で意見が分かれている現状では、強行すべきでない。
- ・マナー向上は、市民の自主的な取り組みで、粘りよくすすめる。

大東市議会では、議員提案によるマナー条例の制定にむけて専門部会で検討が続いています。一部の市民の迷惑行為は問題で、「何とかしなければ」の声がありますが、マナーという人の「内

心」に関わるものを条例で規制したり、罰則を設けて取り締まるのは憲法違反です。また行政による上からの規制で果たして効果があるのか、疑問の声が出されています。そこで日本共産党大東市会議員団は、市民の皆さんに見解を発表し、議論を深め合いたいと考えます。

## 人の「内心」を規制するマナー条例は憲法違反!



### 国保の「広域化」で保険料は値上げ?

橋下知事は、国(厚生労働省)の方向に沿って現在、市町村毎に運営されている国保(国民健康保険)を府下一本にする「広域化」をめざしています。これが実現すれば、現在、市町村毎に一般会計から国保会計への繰り入れが行われていますが、これが廃止になり、統一保険料は値上げとなります。

### 旧同和行政の終結を

ヒューネット大東に雇用されていた運動団体幹部がまともに仕事をしていないのに、カラ給与を受け取っていたことで、公金違法支出裁判が提訴され、先日、結審しました。来春2月2日には判決が出される予定です。

古崎議員が9月議会で、旧同和行政の終結をはじめ、これらの問題点を糾します。

### 日本共産党議員団 —9月議会で奮闘!

### 「虐待死」が大東でも発生! 悲惨な事件なくす取り組みを

寝屋川、門真では児童の虐待死事件が発生、大東でも乳児の虐待事件や76歳の母親を虐待死させた事件が発生しました。

こうした背景には、核家族化、孤立した都市環境、子育て不安、介護疲れ、家族の絆の崩壊などがあげられています。再発を防ぐ社会的な支援体制の構築が求められています。

豊芦・飛田議員が9月議会で提案を含めて質問します。

### 有料化で受診率が低下 —市は無料に戻せ

大東市の市民健診が無料から七百円に有料化され、受診率が低下して府下最低クラスに。他市が無料に戻して受診率を回復しているなか、飛田議員が無料に戻すことを委員会でも主張しました。



条例規制はイヤ!

### 監視社会は困ります

迷惑行為は困りますが、かといって条例で縛るのはいかなるものでしょうか。条例案では、マナー指導員や罰金の取立てが入っており、市民がお互いに監視し合う社会では、ギスギスしてしまいます。

浜町 小西 葉子

### 裏面に日本共産党の見解あり